証券コード　1848
2020年５月29日

株　主　各　位

福岡市中央区薬院一丁目13番８号
株式会社富士ピー・エス
代表取締役社長　堤　　忠　彦

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請されている状況を踏まえまして、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月18日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月19日（金曜日）午前10時
２．場　　所　福岡市中央区天神二丁目12番１号
天神ビル11階　10号会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
４．招集にあたっての決定事項
　議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.fujips.co.jp/）において周知させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応内容を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.fujips.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。
・会場入口で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申しあげます。）
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申あげます。
・ご来場の株主様へのお土産の配布は、本年より取りやめさせていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、政府の継続した経済政策や日本銀行の金融緩和政策の継続により、企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米国の保護主義政策と貿易摩擦の長期化に加え、本年に入り新型コロナウイルス感染症の拡大による事業活動への影響など先行き不透明な状況が懸念されます。

当建設業界におきましては、震災復興関連事業や東京オリンピック・パラリンピック関連事業など公共事業が一段落したものの、維持更新を含む公共インフラ老朽化対策を中心に成長基調を維持しました。一方で、建設業における働き方改革の推進は引き続き重要な課題であり、建設現場における長時間労働の是正及び週休２日完全実施のための生産性向上への取り組みや、技能労働者の待遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの導入など、担い手確保のための環境整備への早急な対応が求められています。

このような経営環境のもと、当社グループは、第４次中期経営計画「VISION2016」の４年目を迎え、本計画に掲げる目標の達成に向け安定した経営基盤を維持・拡大するために、設計力・技術提案力・積算力など総合的な営業力の強化、新分野や新工法に関する技術開発の強化、製造・施工の効率化、機械化・ＩＣＴ活用の推進及び安全・品質管理の高度化など、総力を挙げて取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の受注高は285億１千６百万円(前期比13.1%減)、売上高は279億７千９百万円(前期比0.4%増)となりました。損益につきましては、売上高の増加に加え、工事利益率の好転などにより営業利益は９億３千５百万円(前期比2.0%増)、経常利益は９億２千５百万円(前期比4.3%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、６億４千７百万円(前期比9.0%増)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

（土木事業）

従来の新設工事に加え橋梁維持補修・更新市場へ注力しましたが、一定量の手持工事が確保されたことから、受注を手控えたこともあり受注高は205億９千３百万円（前期比18.2％減）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事は、次のとおりであります。

沖縄県	H31 南部東道路橋梁上部工工事（大城高架橋）
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路　城陽第二高架橋東（ＰＣ上部工）工事
国土交通省四国地方整備局	令和元―２年度　外環空港線余戸南第３高架橋下り上部工事

売上高につきましては、高速道路株式会社（ＮＥＸＣＯ）や鉄道・運輸機構の大型工事をはじめ国土交通省、地方自治体、民間の工事の進捗が順調に進んだことから、213億４千４百万円（前期比3.0％増）となりました。

当連結会計年度の主な完成工事は、次のとおりであります。

福岡県	県道高田山川線今福工区橋梁上部工（Ｐ３―Ｐ７）工事
国土交通省中部地方整備局	平成30年度　138号ＢＰぐみ沢高架橋ＯＦＦランプＰＣ上部工事
東日本高速道路株式会社	小名浜道路　５号橋（ＰＣ上部工）工事

（建築事業）

主力分野でありますマンション事業や住宅分野での耐震補強事業及びプレキャスト部材の営業活動を強化した結果、受注高は76億６千８百万円（前期比4.7％増）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事は、次のとおりであります。

株式会社大林組	白金１丁目再開発事業
共同建設株式会社	公社槇塚台団地耐震改修その他工事
株式会社竹中工務店	積水ハウス福岡香椎照葉６丁目マンション

売上高につきましては、耐震補強事業の進捗が順調に推移したものの、マンションの着工遅れに伴って当社の納入するＦＲ板の製作も遅れたことから、63億１千３百万円（前期比8.0%減）となりました。

当連結会計年度の主な完成工事は、次のとおりであります。

清水建設株式会社	東京未来大学体育館新築工事
株式会社淺沼組	タワー・ザ・ファースト栄
大同建設株式会社	第二尾倉団地１号棟耐震改修工事

（不動産賃貸事業）

テナント獲得の競争激化は依然として継続しているものの、安定した入居率の確保を目指して営業活動を展開した結果、受注高及び売上高は２億４千２百万円（前期比0.3%減）となりました。

事業別の受注高は、次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	増減率（%）
土　木　事　業	25,169	20,593	△18.2
建　築　事　業	7,324	7,668	4.7
不動産賃貸事業	242	242	△0.3
そ　の　他	94	12	△86.2
合　　計	32,830	28,516	△13.1

事業別の売上高は、次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	増減率（%）
土　木　事　業	20,720	21,344	3.0
建　築　事　業	6,865	6,313	△8.0
不動産賃貸事業	242	242	△0.3
そ　の　他	35	78	124.6
合　　計	27,863	27,979	0.4

（ご参考）

当社の事業別の受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土　木　事　業	23,514	19,672	20,415	22,771
建　築　事　業	6,796	7,668	6,313	8,151
不動産賃貸事業	－	242	242	－
そ　の　他	76	12	78	11
合　　計	30,388	27,595	27,049	30,934

②　設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

③　資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 65 期 (2017年３月期)	第 66 期 (2018年３月期)	第 67 期 (2019年３月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
受　注　高（百万円）	22,934	23,151	32,830	28,516
売　上　高（百万円）	21,650	27,361	27,863	27,979
経常利益（百万円）	520	753	887	925
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	534	763	594	647
１株当たり当期純利益（円）	30.17	43.09	33.52	36.53
総　資　産（百万円）	19,865	21,418	21,911	24,083
純　資　産（百万円）	6,792	7,390	7,766	8,196

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
２．株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期中平均株式数は125千株であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 65 期 (2017年３月期)	第 66 期 (2018年３月期)	第 67 期 (2019年３月期)	第 68 期 (当事業年度) (2020年３月期)
受　注　高（百万円）	22,025	22,115	31,556	27,595
売　上　高（百万円）	20,741	26,330	26,596	27,049
経常利益（百万円）	486	689	856	905
当期純利益（百万円）	508	728	579	640
１株当たり当期純利益（円）	28.70	41.12	32.71	36.16
総　資　産（百万円）	19,521	20,864	21,324	23,500
純　資　産（百万円）	6,664	7,255	7,674	8,138

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
２．株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期中平均株式数は125千株であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シーピーケイ	40百万円	100%	ＰＣマクラギの製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、東日本・熊本の震災復興関連事業や首都圏を中心とした東京オリンピック・パラリンピック関連の大型再開発事業が一段落し、土木事業ではリニア中央新幹線や北陸・北海道整備新幹線などの継続プロジェクト、建築事業ではＩＲ（大型統合リゾート）や大阪万博関連などに市場が切り替わる端境期となります。また、高速道路などの社会インフラや集合住宅などの老朽化に伴う維持更新需要は中長期的に継続すると思われ、引き続き建設投資は底堅く推移するとみています。

このような状況のもと当社グループは、引続き第４次中期経営計画「VISION2016」で掲げた成長目標の早期達成に向けて企業活動を行ってまいります。この中では、従来からの新設市場に加え高速道路の大規模更新事業をはじめとする維持補修・更新市場に本格参入するとともに、建設現場の働き方改革の実現に有効とされるプレキャスト化の需要の高まりに対応するために、工場の自動化・省人化の推進や、現場施工の合理化を実現する施工機械の開発など、集中的な設備投資による経営資源の充実を図ってまいります。さらに、風力発電関連の施設建設事業への参入やミャンマーを中心に海外事業を展開するなど事業の多様性を高めて収益基盤の補完性を強化いたします。

一方で、既存工場は設備の老朽化や手狭感による非効率化などの課題を有しており、今後の工場製品需要の高まりに対する製造能力の強化に向けては、大規模な既存工場のリニューアルや新規工場の取得など、さらなる設備投資が必要となってまいります。また、重要な経営資源のひとつである人材面につきましても、外国人や女性技術者など多様な人材の新規採用や、採用後の研修・教育制度の充実による丁寧なアフターケアを通した離職の防止など、総合的な組織力の向上のための魅力ある職場づくりも重要な課題となっております。加えて、ＳＤＧｓは企業の社会的責任を果たすうえで重要なファクターであり、ＥＳＧ（環境・社会・企業統治）の観点に重きを置いた企業活動を推進する必要があります。

以上、これらの重要課題への対応を着実に進め、長期的な市場環境に即したＰＣ技術の展開を図り、安全と安心の企業ブランドのもと、土木と建築を事業の両輪として持続的な成長を実現してまいります。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急対策本部を設置して、社員の安全確保、事業継続のための感染の予防・拡大防止対策を検討・実施しておりますが、引き続き政府や国・地方自治体の指導や要請のもと、適切に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社１社で構成され、主要な事業内容は次のとおりです。

なお、当社は、建設業法により特定建設業者（特－29）第2301号として国土交通大臣許可を受けております。

①土木事業
- ＰＣ橋梁（道路橋、鉄道橋）工事
- 土木構造物の耐震補強工事、メンテナンス工事、高速道路橋の大規模更新工事
- ＰＣマクラギなど、土木コンクリート製品の製造、販売
- ＰＣタンクなど、容器構造物工事
- その他ＰＣ技術を用いた土木工事

②建築事業
- ＰＣ合成床板（ＦＣ・ＦＲ板）の製作及び敷設指導工事
- ＰＣ技術を用いた耐震補強工事（パラレル）
- ＰＣ組立工法など、ＰＣ梁・柱の製造、販売、組立工事
- ＰＣリング及びＰＣ緊張工事
- その他ＰＣ技術を用いた建築工事

③不動産賃貸事業
不動産の賃貸、管理等

(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

① 当社

本　　店	福岡市中央区薬院一丁目13番８号	
支　　店	九　州　支　店	（福岡市中央区）
	広　島　支　店	（広島市中区）
	関　西　支　店	（大阪市淀川区）
	名古屋　支店	（名古屋市中区）
	関　東　支　店	（東京都江東区）
	東　北　支　店	（仙台市青葉区）
工　　場	九州小竹工場	（福岡県鞍手郡小竹町）
	三　重　工　場	（三重県多気郡明和町）
	滋　賀　工　場	（滋賀県東近江市）
	関　東　工　場	（栃木県真岡市）
	いわき工場	（福島県いわき市）
	東　北　工　場	（福島県安達郡大玉村）
営　業　所	沖縄営業所	（沖縄県那覇市）
	兵庫営業所	（神戸市中央区）
	四国営業所	（香川県高松市）
	新潟営業所	（新潟市北区）
	岩手営業所	（岩手県盛岡市）　　ほか13箇所

② 子会社

株式会社シーピーケイ	本　　店	（大阪市淀川区）
	滋賀工場	（滋賀県東近江市）

(7) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
土木事業	111（13）名	1名減（5名増）
建築事業	46（－）名	6名増（－）
不動産賃貸事業	－（－）名	－（－）
その他	－（－）名	－（－）
全社（共通）	276（53）名	8名増（2名増）
合計	433（66）名	13名増（7名増）

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門（54名）、技術部門（15名）及び施工・製造部門（207名）に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
419（57）名	12名増（3名増）	44.1歳	15.9年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
土木事業	97（4）名	2名減（1名増）
建築事業	46（－）名	6名増（－）
不動産賃貸事業	－（－）名	－（－）
その他	－（－）名	－（－）
全社（共通）	276（53）名	8名増（2名増）
合計	419（57）名	12名増（3名増）

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門（54名）、技術部門（15名）及び施工・製造部門（207名）に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株式会社西日本シティ銀行	2,179百万円
株式会社三井住友銀行	710百万円
株式会社福岡銀行	710百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　53,000,000株

② 発行済株式の総数　18,602,244株

③ 株主数　5,723名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
太平洋セメント株式会社	3,221千株	18.04％
住友電気工業株式会社	2,383千株	13.35％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・九州電力株式会社口）	2,309千株	12.94％
西日本鉄道株式会社	773千株	4.33％
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	722千株	4.04％
日鉄ＳＧワイヤ株式会社	423千株	2.36％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	367千株	2.06％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	271千株	1.51％
株式会社渡辺藤吉本店	267千株	1.49％
株式会社福岡銀行	261千株	1.46％

（注）１．当社は、自己株式を753,457株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、役員向け株式交付信託による保有株式125,400株は含んでおりません。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菅　野　昇　孝	
代表取締役社長	堤　　忠　彦	執行役員社長
取　締　役	藤　本　良　雄	執行役員副社長　九州支店長
取　締　役	田　中　恭　哉	執行役員副社長　建築本部長、技術研究センター担当
取　締　役	江里口　俊　郎	常務執行役員　経営企画室長
取　締　役	梅　林　洋　彦	常務執行役員　管理本部長
取　締　役	佐々木　有　三	九州電力株式会社代表取締役副社長
取　締　役	庄　崎　秀　昭	西日本鉄道株式会社取締役常務執行役員 鉄道事業本部担当　鉄道事業本部長
取　締　役	中　村　藤　雄	太平洋セメント株式会社九州支店長
取　締　役	新　関　輝　夫	福岡大学名誉教授・弁護士
常勤監査役	船　越　光　晴	
常勤監査役	田　嶋　典　明	
監　査　役	善　福　　勉	

（注）１．当事業年度中の取締役、監査役の異動

・ 取締役中村藤雄氏は、2019年６月21日開催の第67回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

・ 取締役青木規悦氏は、2019年６月21日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

２．2020年４月１日をもって、取締役の地位及び担当が次のとおり変更になりました。

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	藤　本　良　雄	経営企画室担当
取　締　役	田　中　恭　哉	執行役員副社長　建築本部長
取　締　役	江里口　俊　郎	常務執行役員　管理本部長兼経理部長
取　締　役	梅　林　洋　彦	常務執行役員　九州支店長

３．取締役佐々木有三、庄崎秀昭、中村藤雄、新関輝夫の４氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
４．常勤監査役田嶋典明、監査役善福勉の両氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。
５．常勤監査役船越光晴氏は、経理分野の責任者として経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、取締役新関輝夫氏を東京証券取引所、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	11名 (5名)	158百万円 (11百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	20百万円 (8百万円)
合計 （うち社外役員）	14名 (7名)	178百万円 (20百万円)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2018年６月20日開催の第66回定時株主総会において年額１億７千２百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、別枠で、2018年６月20日開催の第66回定時株主総会において、取締役及び執行役員（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬の額として、３事業年度を対象として合計８千４百万円を上限と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、2006年６月27日開催の第54回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。
３．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
４．上記には、2019年６月21日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
５．上記の支給額には、当事業年度における取締役（社外取締役を除く）６名に対する株式給付引当金の繰入額として、２千１百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係並びに当事業年度における主な活動状況等

社外取締役　佐々木有三氏

同氏は九州電力株式会社の代表取締役副社長であります。九州電力株式会社は当社の大株主でありますが、同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の10回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、経営者としての豊富な経験から、大局的、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役　庄崎秀昭氏

同氏は西日本鉄道株式会社の取締役常務執行役員鉄道事業本部担当鉄道事業本部長であります。当社は西日本鉄道株式会社との間に建設工事の受注等の取引関係があります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の９回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、経営者としての豊富な経験から、大局的、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役　中村藤雄氏

同氏は太平洋セメント株式会社の九州支店長であります。太平洋セメント株式会社は当社の筆頭株主であるとともに、当社との間にセメント購買等の取引関係があります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役に就任した2019年６月21日以降に開催した取締役会10回の全てに出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役　新関輝夫氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、客観的な助言、提言を行っております。

社外監査役　田嶋典明氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会13回の全てに出席し、取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っております。

また、監査役会においては、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

社外監査役　善福　勉氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会13回の全てに出席し、取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っております。

また、監査役会においては、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの責任限定契約は締結しておりません。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改訂　2019年３月29日）

【社訓・経営基本方針】

（社　訓）

１．我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう

１．我々は技術を究め創意をこらし自己の責任を完遂しよう

１．我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう

（経営基本方針）

「技術の研鑽と創意に努め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

当社は、創業時の経営理念を社訓とし、上記の経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程（コンプライアンス規程）を制定し、グループ全役職員へ周知徹底させる。

ロ．会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを推進する体制を整備し、維持・改善する。（コンプライアンス委員会規程）

ハ．グループ全役職員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ．経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役職員での監視体制を確立する。

ホ．グループ全役職員が利用できるコンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。）に適正に記録し、法令、定款及び社内規程（文書取扱規程）等に基づき、適切に保存、管理する。

ロ．文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社及び子会社がそれぞれ定める社内規程（リスク管理規程）に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進める。

ロ．リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとる。
また、リスクが発生した場合は、経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行う。

ハ．大規模災害発生時の事業活動の継続を図るため、災害時の事業継続計画を策定し、役職員に周知する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を採っている。

ロ．執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図る。

ハ．取締役会が定めた経営方針に基づき当社の各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、ＰＤＣＡ（計画、実行、検証、改善）サイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．社内規程（関係会社管理規程）に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していく。

ロ．当社の監査役による監査や、内部監査部門である考査室の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

ハ．反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携する。

ニ．「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より要求があった場合には、専門性を有する補助職員を配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。また、当該補助職員は監査役から業務遂行に必要な命令を受けた場合、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

ロ．監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求めた場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応する。

ハ．社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行う。

ニ．子会社における重大な法令違反や著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事象については、当社経営企画室への報告を義務付け、報告された内容は、経営企画室が監査役に報告する。また、当社の監査役は定期的な子会社監査を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を受け、情報収集を行う。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程（コンプライアンス規程）に基づき、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用は、監査役会からの年度予算申請に基づき予算措置を行い、緊急又は臨時に支出した諸費用については、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行う。

ロ．法務、コンプライアンス、リスク管理の担当部署は、監査役が業務を行うにあたり、これを補助し、協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスの推進

当社は、経営理念及び経営基本方針に定めた企業活動を実践するため、グループ全役職員が遵守すべき行動指針を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、年１回周知徹底を図るとともに、行動指針に関わるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社ではグループ全役職員が利用できるコンプライアンス相談窓口を社内及び社外に設置し、利用促進の呼びかけメールを配信するなど、問題の早期発見に取り組んでおります。

② リスク管理

当社及び子会社が定めるリスク管理規程に基づき、会社が抱えるさまざまなリスクに対して予防策を講じ発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合は、その損害を最小限に止めるための組織的なリスク管理を行っております。

また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害等不測の事態に備え、事業継続計画を策定し、大規模災害を想定した避難訓練、安否確認訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、経営上の意思決定・監督機能と職務執行機能を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

また、取締役会が定めた経営方針に基づき、各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、業務執行取締役、執行役員並びに子会社の代表取締役による審査会を四半期毎に開催しております。この審査会において、業務遂行計画の進捗状況を確認・検証のうえ、必要な対策を講じております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査部門である考査室による子会社の業務監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、当社の経営会議は、子会社から月次決算や業務に関する定期的な報告を受け、適切にグループの経営管理を実施しております。

⑤ 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しております。

また、代表取締役との意見交換及び社外取締役との連携を行うとともに、会計監査人、内部監査部門である考査室と定期的に情報交換を実施し、監査の実効性の確保を行っております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はいたしておりません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、安定配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2020年５月13日開催の取締役会において、前期（記念配当１円を除く。）と同額の１株当たり９円、効力発生日は2020年６月１日とする決議をいたしました。

なお、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

（注）１．本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．その他は四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**16,657**	**流動負債**	**14,336**
現金預金	1,576	支払手形・工事未払金等	4,337
受取手形・完成工事未収入金等	13,828	電子記録債務	2,880
製品	299	短期借入金	3,334
未成工事支出金	489	未払法人税等	98
材料貯蔵品	189	未成工事受入金	603
未収入金	245	預り金	1,748
その他	38	完成工事補償引当金	30
貸倒引当金	△9	その他	1,304
固定資産	**7,425**	**固定負債**	**1,550**
有形固定資産	**6,593**	長期借入金	265
建物・構築物	1,466	株式給付引当金	46
機械、運搬具及び工具器具備品	1,545	退職給付に係る負債	911
土地	3,439	その他	328
リース資産	0	**負債合計**	**15,887**
建設仮勘定	141	**純資産の部**	
無形固定資産	**48**	**株主資本**	**8,278**
のれん	36	**資本金**	**2,379**
その他	11	**資本剰余金**	**1,748**
投資その他の資産	**783**	**利益剰余金**	**4,521**
投資有価証券	167	**自己株式**	**△370**
退職給付に係る資産	326	**その他の包括利益累計額**	**△82**
繰延税金資産	145	その他有価証券評価差額金	5
その他	144	退職給付に係る調整累計額	△87
		純資産合計	**8,196**
資産合計	**24,083**	**負債・純資産合計**	**24,083**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		27,979
売上原価		24,176
売上総利益		3,802
販売費及び一般管理費		2,866
営業利益		935
営業外収益		
物品売却益	8	
固定資産処分益	5	
その他	13	27
営業外費用		
支払利息	14	
支払保証料	14	
固定資産処分損	6	
その他	1	38
経常利益		925
税金等調整前当期純利益		925
法人税、住民税及び事業税	220	
法人税等調整額	57	277
当期純利益		647
非支配株主に帰属する当期純利益		―
親会社株主に帰属する当期純利益		647

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,379	1,748	4,052	△372	7,807
当期変動額					
剰余金の配当			△178		△178
親会社株主に帰属する当期純利益			647		647
自己株式の処分				1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	468	1	470
当期末残高	2,379	1,748	4,521	△370	8,278

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6	△47	△41	7,766
当期変動額				
剰余金の配当				△178
親会社株主に帰属する当期純利益				647
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1	△39	△41	△41
当期変動額合計	△1	△39	△41	429
当期末残高	5	△87	△82	8,196

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1　連結の範囲に関する事項	連結子会社の数及び名称 　連結子会社の数　　１社 　連結子会社の名称　　㈱シーピーケイ 非連結子会社の名称等 　非連結子会社の名称 　　Myanmar Fuji P.S Construction Company Limited （連結の範囲から除いた理由） 　非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2　持分法の適用に関する事項	持分法適用会社はありません。 持分法非適用会社の名称等 　持分法非適用の非連結子会社の名称 　　Myanmar Fuji P.S Construction Company Limited （持分法を適用していない理由） 　持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。
3　連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。
4　会計方針に関する事項 (1) 資産の評価基準及び評価方法 イ　有価証券	 その他有価証券 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの……移動平均法による原価法
ロ　たな卸資産	製品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 未成工事支出金……個別法による原価法 材料貯蔵品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 減価償却資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物・構築物　7～50年 機械、運搬具及び工具器具備品　2～12年 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法 リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
(3) 引当金の計上基準	（イ）貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 （ロ）完成工事補償引当金 完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 （ハ）工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。 （ニ）株式給付引当金 株式交付規程に基づく、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
(4) 退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 なお、年金資産の額が退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として計上しております。 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
(5) 売上高の計上基準	（イ）当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） （ロ）その他の工事 工事完成基準
(6) 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

5　のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物・構築物	982百万円
土地	3,339百万円
計	4,322百万円

担保に係る債務

短期借入金	3,334百万円
長期借入金	265百万円
計	3,599百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　10,844百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　18,602千株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月15日取締役会	普通株式	178	10.00	2019年3月31日	2019年6月3日

（注）2019年５月15日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が保有する当社株式に対する配当金１百万円を含めております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの（予定）

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月13日取締役会	普通株式	160	利益剰余金	9.00	2020年3月31日	2020年6月1日

（注）2020年５月13日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が保有する当社株式に対する配当金１百万円を含めております。

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、１年以内の支払期日であります。また、借入金の使途は、主に運転資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
資　産			
(1)現金預金	1,576	1,576	―
(2)受取手形・完成工事未収入金等	13,828	13,828	―
(3)投資有価証券	46	46	―
負　債			
(1)支払手形・工事未払金等	4,337	4,337	―
(2)電子記録債務	2,880	2,880	―
(3)短期借入金	2,800	2,800	―
(4)長期借入金（１年内返済予定を含む）	799	796	2
デリバティブ取引	―	―	―

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金(１年内返済予定を含む)

長期借入金(１年内返済予定を含む)の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注) ２.非上場株式（連結貸借対照表計上額121百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は144百万円であります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
1,268百万円	2,578百万円

(注) １．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額　462円44銭

１株当たり当期純利益　36円53銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は125千株、期中平均株式数は125千株であります。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

（取締役に対する株式報酬制度）

当社は、当社取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度を導入しております。

なお、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

また、上記の連結会計年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しております。

（２）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計期間末84百万円、125千株であります。

貸　借　対　照　表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**16,734**	**流動負債**	**13,916**
現金預金	1,551	支払手形	475
受取手形	1,399	電子記録債務	2,906
完成工事未収入金	8,858	工事未払金	3,585
売掛金	3,364	短期借入金	3,334
製品	127	リース債務	0
未成工事支出金	489	未払金	249
材料貯蔵品	114	未払費用	357
前払費用	4	未払法人税等	93
未収入金	246	未払消費税等	268
その他	586	未成工事受入金	603
貸倒引当金	△6	預り金	1,747
固定資産	**6,765**	前受収益	22
有形固定資産	**5,838**	完成工事補償引当金	30
建物	1,066	その他	241
構築物	241	**固定負債**	**1,445**
機械及び装置	1,049	長期借入金	265
車両運搬具	42	株式給付引当金	46
工具器具・備品	215	退職給付引当金	805
土地	3,097	長期預り敷金	167
リース資産	0	その他	160
建設仮勘定	126	**負債合計**	**15,362**
無形固定資産	**9**	**純資産の部**	
ソフトウェア	9	**株主資本**	**8,132**
その他	0	**資本金**	**2,379**
投資その他の資産	**917**	**資本剰余金**	**1,748**
投資有価証券	147	資本準備金	1,711
関係会社株式	67	その他資本剰余金	37
従業員に対する長期貸付金	9	**利益剰余金**	**4,375**
関係会社長期貸付金	96	その他利益剰余金	4,375
長期前払費用	1	繰越利益剰余金	4,375
前払年金費用	326	**自己株式**	**△370**
繰延税金資産	137	**評価・換算差額等**	**5**
その他	131	その他有価証券評価差額金	5
		純資産合計	**8,138**
資産合計	**23,500**	**負債・純資産合計**	**23,500**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		
完　成　工　事　高	19,132	
そ　の　他　の　売　上　高	7,916	27,049
売　　上　　原　　価		
完　成　工　事　原　価	16,290	
そ　の　他　の　売　上　原　価	7,105	23,396
売　　上　　総　　利　　益		
完　成　工　事　総　利　益	2,842	
そ　の　他　の　売　上　総　利　益	810	3,652
販　売　費　及　び　一　般　管　理　費		2,743
営　　業　　利　　益		909
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	7	
物　　品　　売　　却　　益	8	
固　定　資　産　処　分　益	5	
そ　　の　　他	10	32
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	14	
支　　払　　保　　証　　料	14	
固　定　資　産　処　分　損	4	
そ　　の　　他	1	36
経　　常　　利　　益		905
税　引　前　当　期　純　利　益		905
法人税、住民税及び事業税	207	
法　人　税　等　調　整　額	57	264
当　　期　　純　　利　　益		640

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,379	1,711	37	1,748	3,912	△372	7,668
当期変動額							
剰余金の配当					△178		△178
当期純利益					640		640
自己株式の処分						1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	―	―	―	462	1	464
当期末残高	2,379	1,711	37	1,748	4,375	△370	8,132

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5	5	7,674
当期変動額			
剰余金の配当			△178
当期純利益			640
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	463
当期末残高	5	5	8,138

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針】

1　有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 　移動平均法による原価法 その他有価証券 　時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 　時価のないもの……移動平均法による原価法
2　たな卸資産の評価基準及び評価方法	製品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 未成工事支出金…個別法による原価法 材料貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
3　固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 　主な耐用年数は以下のとおりであります。 　　建物、構築物　　７～50年 　　機械及び装置、車両運搬具、工具器具・備品 ２～12年 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法 リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4　引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 (2)完成工事補償引当金 　完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 (3)工事損失引当金 　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。 (4) 株式給付引当金 　株式交付規程に基づく、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4　引当金の計上基準	(5)退職給付引当金 　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 　数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 　なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用として計上しております。 　また、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。
5　売上高の計上基準	(1)当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） (2)その他の工事 　工事完成基準
6　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	924百万円
土地	3,074百万円
計	3,998百万円

担保に係る債務

短期借入金	3,334百万円
長期借入金	265百万円
計	3,599百万円

上記のほか、子会社である㈱シーピーケイの土地、建物323百万円を担保に差し入れております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　10,386百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	720百万円
短期金銭債務	45百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	179百万円
売上原価	265百万円
販売費及び一般管理費	38百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　878千株

（注）当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が保有する株式125千株を含めております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金（145百万円）、減価償却費（129百万円）、長期未払金（64百万円）、未払費用（58百万円）、減損損失（49百万円）であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は410百万円であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）5	科目	期末残高（注）5
子会社	㈱シーピーケイ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任 製品の販売 原材料の仕入	貸付（注）1	450	流動資産「その他」（関係会社短期貸付金）	576
				貸付金の回収（注）1	196	関係会社長期貸付金	96
				利息の受取（注）1	7	―	―
				出向者負担金受入（注）2	46	未収入金	5
				出向者負担金支払（注）3	5	未払費用	0
				原材料仕入等（注）4	251	工事未払金	19
				製品の販売（注）4	179	売掛金	137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．㈱シーピーケイに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、長期貸付金の返済条件は期間10年、１年据え置き以降半年毎の均一返済としております。また、当社は㈱シーピーケイから担保は受け入れておりませんが、当社から㈱シーピーケイへの資金貸付のための金融機関からの借入に対して、㈱シーピーケイの土地、建物（323百万円）を金融機関へ担保提供しております。

2．㈱シーピーケイへの出向者の派遣に伴う負担金については、当社の規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。

3．㈱シーピーケイからの出向者の受入に伴う負担金については、㈱シーピーケイの規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。

4．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、一般の取引先と同様の条件としております。

5．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	459円17銭
１株当たり当期純利益	36円16銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する株式に含めております。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は125千株、期中平均株式数は125千株であります。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

（取締役に対する株式報酬制度）

連結計算書類【その他の注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社　富士ピー・エス
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人　トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　篤　芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　　徹 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富士ピー・エスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社　富士ピー・エス
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人　トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　篤　芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　　徹 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富士ピー・エスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針・計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針・計画及び職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含めて指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月13日

株式会社富士ピー・エス　監査役会

常勤監査役　船　越　光　晴　㊞

常勤監査役　田　嶋　典　明　㊞

監　査　役　善　福　　勉　㊞

（注）常勤監査役田嶋典明及び監査役善福勉は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）
1	すが　の　のり　たか 菅　野　昇　孝 (1955年１月９日生)	1978年４月　当社入社 2007年６月　当社取締役執行役員技術本部長 2007年10月　当社取締役執行役員技術製造本部長 2009年１月　当社取締役執行役員施工本部長兼安全品質管理室長兼技術開発部長 2009年６月　当社取締役常務執行役員施工本部長兼安全品質管理室長、技術開発部担当 2011年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長、技術開発部、エンジニヤリング部担当 2012年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長 2012年６月　当社取締役専務執行役員土木本部長兼技術統括 2013年６月　当社代表取締役社長 2018年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 2019年４月　当社代表取締役会長（現任）	124,297株 (12,897株)
	（取締役候補者とした理由） 菅野昇孝氏は、2007年に取締役に就任して以来13年間にわたり当社の経営に参画し、豊富な経験と見識を有しております。また、2013年に代表取締役社長に就任し、業務執行の最高責任者として指揮をとり、2019年４月からは代表取締役会長に就任いたしております。同氏の豊富な経験と見識により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）
2	堤（つつみ）　忠彦（ただひこ） (1959年11月３日生)	1989年９月　当社入社 2007年10月　当社技術製造本部副本部長 2009年２月　当社土木本部副本部長 2010年６月　当社執行役員土木本部副本部長 2012年４月　当社執行役員技術本部長 2012年６月　当社常務執行役員技術本部長 2013年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長兼土木本部副本部長 2014年４月　当社取締役常務執行役員土木本部長 2016年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長 2017年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長、海外事業部担当 2019年４月　当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	40,124株 (10,524株)
	（取締役候補者とした理由） 堤忠彦氏は、2010年に執行役員に就任し、主に土木事業分野の統括責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。また、2013年に取締役に就任して以来７年間にわたり当社の経営に参画し、2019年４月からは代表取締役社長に就任いたしております。同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）
3	田中（たなか）恭哉（きょうや） (1958年９月19日生)	1981年４月　当社入社 2004年４月　当社東京支店建築技術部長 2008年５月　当社建築本部副本部長 2010年６月　当社執行役員建築本部長 2011年４月　当社上席執行役員建築本部長、建築技術開発部担当 2012年４月　当社上席執行役員建築本部長 2012年６月　当社取締役常務執行役員建築本部長 2016年４月　当社取締役専務執行役員建築本部長 2017年４月　当社取締役専務執行役員建築本部長、技術研究センター担当 2019年４月　当社取締役執行役員副社長建築本部長、技術研究センター担当 2020年４月　当社取締役執行役員副社長建築本部長（現任）	32,795株 (8,195株)
	（取締役候補者とした理由） 田中恭哉氏は、2010年に執行役員に就任し、主に建築事業分野の統括責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。また、2012年に取締役に就任して以来８年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式の数
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>江里口（えりぐち）　俊郎（としろう）
(1956年３月18日生)</td><td>1982年８月　当社入社
2007年10月　当社執行役員経理部長
2009年６月　当社取締役執行役員経営企画室長
2010年10月　当社取締役執行役員経営企画室長兼総務部長
2011年４月　当社取締役常務執行役員総務部長
2012年４月　当社取締役常務執行役員総務部長、情報システム室担当
2015年６月　当社監査役
2017年６月　当社取締役常務執行役員経営企画室長
2020年４月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長（現任）</td><td>31,310株
(7,210株)</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
江里口俊郎氏は、2009年に取締役に就任して以来６年間にわたり当社の経営に参画し、主に経理・総務部門の統括責任者として、豊富な業務経験と実績を有しております。また、2015年より２年間監査役を担い、2017年に取締役に就任して以来３年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>梅林（うめばやし）　洋彦（ひろひこ）
(1961年10月２日生)</td><td>1984年４月　当社入社
2011年６月　当社経理部長
2012年６月　当社執行役員経理部長
2015年６月　当社上席執行役員総務部長
2017年４月　当社上席執行役員管理本部総務部長
2017年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長
2020年４月　当社取締役常務執行役員九州支店長（現任）</td><td>19,010株
(7,210株)</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
梅林洋彦氏は、2012年に執行役員に就任し、主に経理・総務分野の責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。また、2017年に取締役に就任して以来３年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）
6	中村藤雄（なかむらふじお） (1964年７月28日生)	1989年４月　小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2015年４月　同社セメント事業本部営業部特需プロジェクトチームリーダー兼セメント事業本部営業部営業推進グループ 2017年４月　同社セメント事業本部営業部営業推進グループリーダー兼セメント事業本部営業部特需プロジェクトチームリーダー 2019年４月　同社九州支店長（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	0株 （－）
	（社外取締役候補者とした理由） 中村藤雄氏は、太平洋セメント株式会社の九州支店長であり、同社で長年培った豊富な経験・知識を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、太平洋セメント株式会社は持株比率18.04％の当社筆頭株主であります。		
7	新関輝夫（しんせきてるお） (1941年１月１日生)	1970年３月　名古屋大学大学院法学研究科博士課程満期退学（法学博士） 1978年10月　福岡大学法学部教授 1995年12月　同大学財務担当副学長 2001年12月　同大学法学部長 2004年４月　同大学大学院法曹実務研究科教授 2011年４月　同大学名誉教授（現任） 2011年６月　当社社外監査役 2011年７月　弁護士登録 2015年６月　当社社外取締役（現任）	0株 （－）
	（社外取締役候補者とした理由） 新関輝夫氏は、大学教授、法学博士としての高い法的見識に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分果たしていただいております。また、弁護士としての豊富な知識や経験を当社のコンプライアンス経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式の数
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">※
8</td><td>うち　の　ひで　ひろ
内　野　英　宏
(1957年５月19日生)</td><td>1983年４月　当社入社
2010年７月　当社エンジニヤリング部長
2014年４月　当社執行役員技術本部長兼東京本部長
2017年４月　当社上席執行役員関東支店長
2019年４月　当社常務執行役員土木本部長（現任）</td><td>16,477株
(2,777株)</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
内野英宏氏は、2014年に執行役員に就任し、主に土木分野の責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※
9</td><td>せん　だ　よし　はる
千　田　善　晴
(1959年７月28日生)</td><td>1984年４月　九州電力株式会社入社
2014年６月　同社地域共生本部部長
2017年４月　同社ビジネスソリューション統括本部地域共生本部部長兼社長室部長
2017年６月　同社執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部副本部長兼部長兼社長室部長
2018年６月　同社執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長
2019年６月　同社上席執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長（現任）</td><td>0株
（－）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
千田善晴氏は、九州電力株式会社の上席執行役員であり、同社で長年培った豊富な経験・知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）
※10	戸田（とだ）　康一郎（こういちろう） (1963年１月22日生)	1986年４月　西日本鉄道株式会社入社 2010年７月　同社総務部長 2012年７月　同社自動車事業本部業務部長 2014年７月　同社人事部長 2016年６月　同社執行役員人事部長 2018年４月　同社上席執行役員 2018年６月　同社取締役上席執行役員 2020年４月　同社取締役専務執行役員鉄道事業本部長（現任）	0株 （－）
	（社外取締役候補者とした理由） 戸田康一郎氏は、西日本鉄道株式会社の取締役専務執行役員であり、経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．各候補者が所有する当社株式の数には、内数として表示している株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式の数（2020年3月31日現在）を含めて表示しております。

４．中村藤雄、新関輝夫、千田善晴、戸田康一郎の４氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、新関輝夫氏は東京証券取引所、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ていますが、同氏の再任が承認された場合、同氏を引続き独立役員とする予定であります。

５．社外取締役候補者の現任の社外取締役である時の在任期間について

(1) 中村藤雄氏は現に当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。

(2) 新関輝夫氏は現に当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって監査役であった期間も通算して９年となります。

６．社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は社外取締役候補者である中村藤雄、新関輝夫の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

また、新任の社外取締役候補者である千田善晴、戸田康一郎の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役　船越光晴、善福勉の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	船越光晴（ふなこしみつはる） (1955年５月１日生)	1979年４月　当社入社 2004年11月　当社関東支店管理部長 2009年２月　当社総務部総務人事グループリーダー 2015年６月　当社執行役員経理部長 2017年４月　当社執行役員管理本部経理部長 2017年６月　当社常勤監査役（現任）	12,700株
	（監査役候補者とした理由） 船越光晴氏は、2015年に執行役員に就任し、主に経理分野の責任者として豊富な経験と見識を有しております。また、2017年に当社の監査役に就任して以来３年間にわたる実績を鑑み、今後も経営を適切に監査することが期待できるため、引き続き監査役候補者といたしました。		
※ 2	関照夫（せきてるお） (1955年４月13日生)	1979年４月　九州電力株式会社入社 2002年７月　同社鹿児島支店営業部長兼法人営業グループ長 2005年７月　同社営業部住宅電化グループ長 2007年７月　同社広報部副部長 2009年７月　同社福岡支店福岡西営業所長 2012年７月　同社お客さま本部部長 2015年４月　同社定年退職 2015年５月　株式会社電気ビル監査役（現任）	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 関照夫氏は、他社における監査役としての長年の経験から監査業務に精通しており、当社の適正な企業活動への助言及び監査をいただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．関照夫氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

４．社外監査役候補者との責任限定契約について

関照夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令の定める額のいずれか高い額といたします。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

福岡市中央区天神二丁目12番１号
天神ビル11階　10号会議室

